

安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 7 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市文化センター設置及び管理条例(平成 19 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条及び第 2 条 (略) <u>(附属施設)</u> 第 2 条の 2 <u>文化センターに次の附属施設を置く。</u>	第 1 条及び第 2 条 (略)

名称	位置
安芸高田市八千代文化施設フォルテ附属施設(陶芸作業所)	安芸高田市八千代町佐々井 1338 番地
安芸高田市甲田文化センターミュージズ附属施設(陶芸作業所)	安芸高田市甲田町上甲立 387 番地 2

第 4 条から第 24 条まで (略)

別表(第 12 条、第 21 条関係)

(1) ホール

(表は省略)

(2) 宿泊施設

(表は省略)

(3) 研修室、その他の施設等

施設名称	部屋等名	金額	備考
(略)			
安芸高田市八千代文化施設フォルテ	(略)		
	ホワイエ(ホール前ロビー)	1,200 円	1 時間につき
	附属施設	700 円	1 時間につき
	陶芸窯	300 円	1 時間につき
(略)			
安芸高田市甲田文化センターミュージズ	(略)		
	ホワイエ(ホール前ロビー)	1,200 円	1 時間につき
	附属施設	700 円	1 時間につき
	陶芸窯	300 円	1 時間につき
(略)			

備考 (略)

第 4 条から第 24 条まで (略)

別表(第 12 条、第 21 条関係)

(1) ホール

(表は省略)

(2) 宿泊施設

(表は省略)

(3) 研修室、その他の施設等

施設名称	部屋名	金額	備考
(略)			
安芸高田市八千代文化施設フォルテ	(略)		
	ホワイエ(ホール前ロビー)	1,200 円	1 時間につき
(略)			
安芸高田市甲田文化センターミュージズ	(略)		
	ホワイエ(ホール前ロビー)	1,200 円	1 時間につき
(略)			

備考 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。